## 約款改訂履歷

変更日付:平成30年2月20日

約款種類:MiraiNET データセンター・サービス契約約款

区分:改訂

## ■約款新旧対照表(変更箇所及び変更内容)

■約款新旧対照表(変更箇所及び変更) 変更後	変更前	備考欄
第1条~第12条 (略)	第1条~第12条(略)	(略)
第13条(暴力団 <u>等反社会的勢力</u> の排除)	第13条(暴力団 <u>排除措置による契約の解</u> 除)	(変 更)
   申込者または契約者(申込者または契約者	当社は、契約者(契約者が法人である場合	
が法人である場合は、当該法人の役職員等	は、当該法人の役員等をいう。以下同じ。)	
を含む。以下同じ。)は、次の各号のいずれ	が次の各号のいずれかに該当 <u>する者である</u>	
かに該当しないことを表明し、かつ将来にわ	ことが判明したときは、契約期間にかかわら	
たっても該当しないことを確約するものとしま	ず契約を解除することができるものとします。	
<u>す。</u>		
(1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなっ	(1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防	
た時から 5 年を経過しない者、暴力団準構	止等に関する法律(平成3年法律第77号。	
成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運	以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定	
動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、そ	する暴力団をいう。以下同じ。)	
の他これらに準ずる者(以下「反社会的勢	(2)暴力団員(同法第2条第6号に規定する	
力」といいます。) であること。	暴力団員をいう。以下同じ。)	
(2)反社会的勢力が、実質的に経営を支配し	(3)契約者(契約者が法人である場合は、当	
または経営に関与していると認められる関係	該法人の役員等)もしくは第三者の不正の	
を有すること。	利益を図る目的または第三者に損害を加え	
(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る	る目的をもって、暴力団または暴力団員を利	
目的または第三者に損害を加える目的をも	用するなどした者	
ってするなど、反社会的勢力を不当に利用	(4)暴力団または暴力団員に対して資金等を	
していると認められる関係を有すること。	提供し、または便宜を供与するなど、直接的	
(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、	もしくは積極的に暴力団の維持・運営に協	
または便宜を供与するなどの関与をしている	力し、または関与している者	
と認められる関係を有すること。	(5)暴力団または暴力団員と社会的に非難さ	
(5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき	れるべき関係を有している者	
関係を有すること。	(6)下請け契約または資材、原材料の購入契	
(6)自己の親会社・子会社等の関連会社およ	約その他の契約に当たり、その相手方が前	
びこれら関連会社の役職員等もしくは経営	各号までのいずれかに該当することを知りな	
に実質的な影響を及ぼす者が、前各号まで	がら、当該者と契約を締結した者	
のいずれかに該当すること。		
(7)下請け契約または資材、原材料の購入契		
約その他の契約に当たり、その相手が前(1)		
~(5)までのいずれかに該当することを知りな		
がら、当該者と契約を締結した者であること。		

2. 申込者または契約者は、自らまたは第三	2. 前項の規定によりこの契約が解除された	(変更)
者を利用して、次の各号の一つにでも該当	場合は、当社は契約者へ違約金を請求でき	
する行為を行わないことを表明するものとし	<u>るものとします。</u>	
<u>ます。</u>		
(1)暴力的な要求行為		
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為		
(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または		
暴力を用いる行為		
(4)風説を流布し、偽計または威力を用いて		
当社または当社の関係者の信用を毀損し、		
または当社または当社の関係者の業務を妨		
害する行為		
(5)その他前各号に準ずる行為		
3. 当社は、契約者が第 1 項各号及び第 2	3. 第 1 項の規定によりこの契約が解除され	(変更)
項各号のいずれかに該当した場合、何らの	た場合において、契約者は当社にその損失	( ~ , ,
催告を要さずに、契約期間にかかわらず契	の補償を求めることができないものとします。	
約を解除することができるものとします。		
4. 前項の規定によりこの契約が解除された		(追加)
場合は、当社は契約者へ違約金として最大		
で利用料金の 6 ヶ月分を契約者に請求でき		
<u>るものとします。</u>		
5. 第 3 項の規定によりこの契約が解除され		
た場合において、契約者は当社にその損失		
の補償を求めることができないものとします。		
第14条~第41条 ( 略 )	第14条~第41条 ( 略 )	(略)